0 4 9 英 吉 利 法 律 学 校 0 教 科 書 出

版

であるが 今日、 学校で教科書が使用され 創立時の英吉利法律学校では教科書 る 0) はごく普通 がなか のこと 0

ない 以テ最初 **之ヲ刊行シ遂ニ全備ノモノヲ出版スルニ至ルヲ期スル** 置願」によれ あった。 し、そのまとまったものを教科書としようという方針 と 11 っても、 まず講義を筆記・ ニハ無之」というように、 ば、 八八五 「教科用図書ハ講義ヲ筆記 (明治十八) 印刷した「講義録」 とりあえず教科書は 年七月 にセシメ時 0 同 を出 校 で 版 ヲ 々

れる 冊で製本されるか、 してまず発行され 講義録は各講師の講義を分載・ た。 他の講義と合冊されるかして製本さ 講義が完結するとまとめられ、 合冊した定期 刊 行物と

表神保町にあ 区 錦町にあった英吉利法律学校のほど近く、 つ た錦水堂は、 八六年には 「英吉利法律学 同 区

> を用 ニ拠リ法理ノ大要ヲ講述」しようとするものだった。 『万国法律週報』によれば、「ホルランド氏ノ法理学ノ書 の講義は彼の死により未完に終わ 学校幹事であった渡辺安積の起こした書店である。 たが、この錦水堂などで完結した講義録が製本・ 校教課書発売所」を名乗っている法律書専門書店であ たらし 当時最も同校の講義録や原書などの教科書確保に意 いた一人である。渡辺が八六年に行った「法理学」 V 実は錦水堂は創立者の一人で英吉 ったが、 彼 の主宰する 頒布さ 利法律 渡辺 0

れぞれ刊行されている 講義』を参考書として挙げているのが興味深い。 スチン氏法理学』は錦水堂、 たオ 講義内容はさておき、関直彦が前年行った講義の依拠 あるいはまた、 スチン法理学と今年度の法理学講義の関係に触 江木衷が警視庁で講述した 江木のものは博聞社からそ 『法理学 **「**オ

錦水堂の前者の広告では、 同書が 「今般英吉利法律学

云々と見え、 校及ビ東京専門学校ノ法理学教科書ト定メラレ の教科書にもなっているケースが知られる 本校の講義録が東京専門学校(現早稲田 タレ バ 大

書は、 た。 なかった。 ることを原則とした学科であるが、 さて、 原書科 八六年に第二科(原書科)を設置した際のことであ 学生はもちろん学校も容易に入手できる状況には 講義録以外で教科書が切実な問題とな は文字通り原書 (英文法律書)で講義を進め 教科書となるべき原 0 た \mathcal{O} 0

七年三月の英吉利法律学校規則を見ると、

第二科

教

吉利法律學 書發 京神田區表神保町一番地 堂

錦水堂の出版広告

英吉利法律学校の原書出版事業であっ ならなかった。こうした原書不足の状況に対応したの 本校蓄蔵ノ多寡ニ依リ自宅ニ携帯スルコトヲ許ス事ア は返却しなけ て教室に携帯することが許された。 ・書貸与規則が規定され、 シ」とされ、 かしその場合、「相当ノ保証金ヲ差出サ」 ればならなかったが、 自宅 への借り 学生は同校所蔵 出しも可能であ むろん、 「第二科ノ教科書 た。これも、 の原書を借 った。 授業終了後 なけ 一挙 れ がば ル 21

冊形式で刊行されたものだった。 行で講義録と同様に数種の英文法律書や注 に全冊を翻刻し刊行するのではなく、 毎月三回の逐次刊 0) 分載 • 合

またこのことが、 利法律学校は、 たといえよう 一つであった「法律書庫の充実」に繋がる原動力ともな こう見てくると、 が決定的に不足する状況の中で、 組み、 状況を改善していかざるを得なか 種々の英法解説書や英文法律書などの教 反面では英吉利法律学校の設置目 急速に規模を大きくしてい 講義録や 原書 った英吉 つ 的 た。 0 出 0 0